

久喜宮代衛生組合議会  
令和8年第1回定例会  
議案参考資料

## 【 目 次 】

1	令和8年度久喜宮代衛生組合一般会計当初予算（案）の概要	1
2	久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部 を改正する規則（案）	6
3	久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部 改正に伴う新旧対照表	7
4	久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正す る規則（案）	8

令和8年度 久喜宮代衛生組合一般会計当初予算(案)の概要

1. 歳入歳出予算総括 総額 25.2億円 (-12.2%の減)

- ▼ 予算総額は、約3億4,997万円の減額
- ▼ 久喜市の新ごみ処理施設の稼働により、ごみ・資源の搬入量の減少
- ▼ 新施設稼働による搬入量変動により、財産収入(資源物売却等)が減額
- ◆ 八甫コミュニティセンターの大規模改修工事を実施(目標年度:令和8年度)

歳入科目	R8	R7	増減	主な理由
分担金及び負担金	2,005,079	2,311,970	▲ 306,891	繰入金の増に伴う減額
使用料及び手数料	189,952	247,889	▲ 57,937	ごみ搬入量の減少
財産収入	69,659	80,382	▲ 10,723	資源物売却量の減少
繰入金	193,242	161,895	31,347	財源調整
繰越金	50,000	50,000	0	
諸収入	8,667	14,437	▲ 5,770	有償入札拠出金の減
歳入合計	2,516,599	2,866,573	▲ 349,974	

【単位 千円】

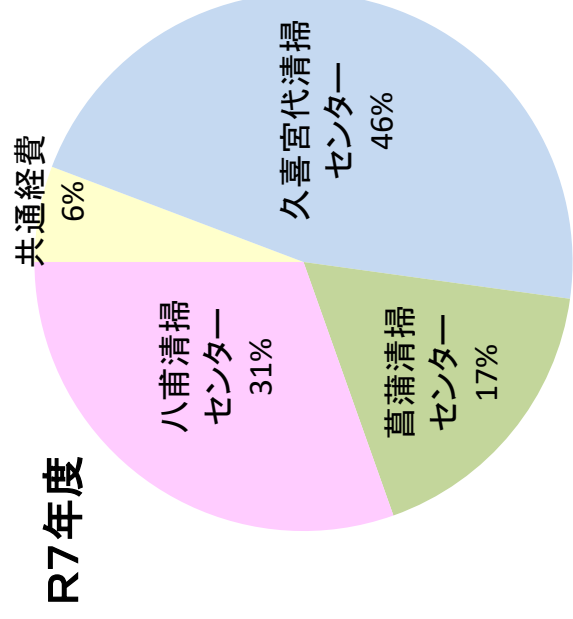
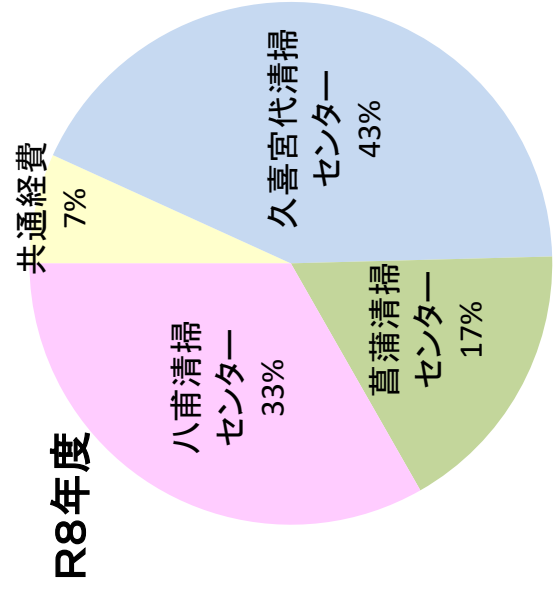
歳出科目	R8	R7	増減	主な理由
議会費	2,687	2,135	552	
総務費	115,779	122,747	▲ 6,968	
衛生費	1,868,136	2,141,967	▲ 273,831	資料4ページ～歳出参照
公債費	509,731	579,720	▲ 69,989	
諸支出金	266	4	262	基金利子の積立て
予備費	20,000	20,000	0	
歳出合計	2,516,599	2,866,573	▲ 349,974	

2. 予算区分別

久喜市・宮代町からの組合負担金の基礎となる「予算区分」別の概要

区分	内容	R8	R7	増減	増減理由
共通経費	議会費、公平委員会費、監査委員費 組合全体の職員給与費、事務経費等	171,081	165,192	5,889	
久喜宮代清掃センター	各清掃センター運営に係る 職員給与費、光熱水費 収集運搬費、施設管理運営費 塵芥処分費、公債費 など	1,076,714	1,330,726	▲ 254,012	・電気料の減 ・ごみ処理施設修繕工事費の減 ・公債費の減
菖蒲清掃センター		431,987	498,517	▲ 66,530	・電気料の減 ・ごみ処理施設修繕工事費の減 ・公債費の減
八甫清掃センター		836,817	872,138	▲ 35,321	・電気料の減 ・ごみ処理施設修繕工事費の減 ・公債費の減
合計		2,516,599	2,866,573	▲ 349,974	

【単位 千円】



3. 歳入

(1) 負担金  
事業費の減(事務移管等)による減額

区分	R8(当初予算)	R7(当初予算)
久喜市	41,406 トン	41,633 トン
菫蒲・八甫	23,645 トン	23,530 トン
久喜宮代	17,761 トン (66.55%)	18,103 トン (67.12%)
宮代町	8,929 トン (33.45%)	8,870 トン (32.88%)

	R8	R7	増減
久喜市			
共通経費	1.3億円	1.2億円	0.1億円
久喜宮代	5.2億円	6.5億円	▲ 1.3億円
菫蒲	3.4億円	4.4億円	▲ 1.0億円
八甫	6.8億円	7.0億円	▲ 0.2億円
宮代町			
共通経費	0.3億円	0.3億円	0.0億円
久喜宮代	2.8億円	3.4億円	▲ 0.6億円
久喜宮代(起債)	0.3億円	0.3億円	0.0億円

※百万円単位で四捨五入

(2) 手数料

事業系廃棄物搬入量の減(3清掃センター)

	R8	R7	増減	備考
ごみ				
久喜宮代	1.0億円	1.2億円	▲ 0.2億円	事業系減
菫蒲	0.3億円	0.4億円	▲ 0.1億円	事業系減
八甫	0.6億円	0.8億円	▲ 0.2億円	事業系減

R3負担金から、「処理量割」の導入

経費区分	共通		久喜宮代	
	久喜市	宮代町	久喜市	宮代町
均等割10%	5%	5%	5%	5%
処理量割90%	90%		90%	

↓  
処理量割90分を市町のごみ処理量割合で按分

◎処理量割の遷移

経費区分	共通		久喜宮代	
	久喜市	宮代町	久喜市	宮代町
R3	82.09%	17.91%	65.77%	34.23%
R4	81.82%	18.18%	65.43%	34.57%
R5	82.07%	17.93%	65.91%	34.09%
R6	82.03%	17.97%	65.71%	34.29%
R7	82.44%	17.56%	67.12%	32.88%
R8	82.26%	17.74%	66.55%	33.45%

※菫蒲・八甫は久喜市100%負担 ※R3～R7は確定値。R8は暫定値。

(3) 財産売却収入

資源物売却量の減(アルミ缶・久宮・菫蒲)

資源物売却量の増(ペットボトル・八甫)

	R8	R7	増減	備考
久喜宮代	4,443万円	5,781万円	▲ 1,338万円	売却量減
菫蒲	822万円	877万円	▲ 55万円	売却量減
八甫	1,675万円	1,380万円	295万円	売却量増

【比較】

品目 令和7年度 令和8年度

アルミ缶(久喜宮代) 156,658t ⇒ 137,289t

アルミ缶(菫蒲) 30t ⇒ 23t

ペットボトル(八甫) 0t ⇒ 53t

※処理ルートの変更

4. 歳出

(1) 収集業務

収集業務は令和6年度から粗大ごみの収集のみを行う

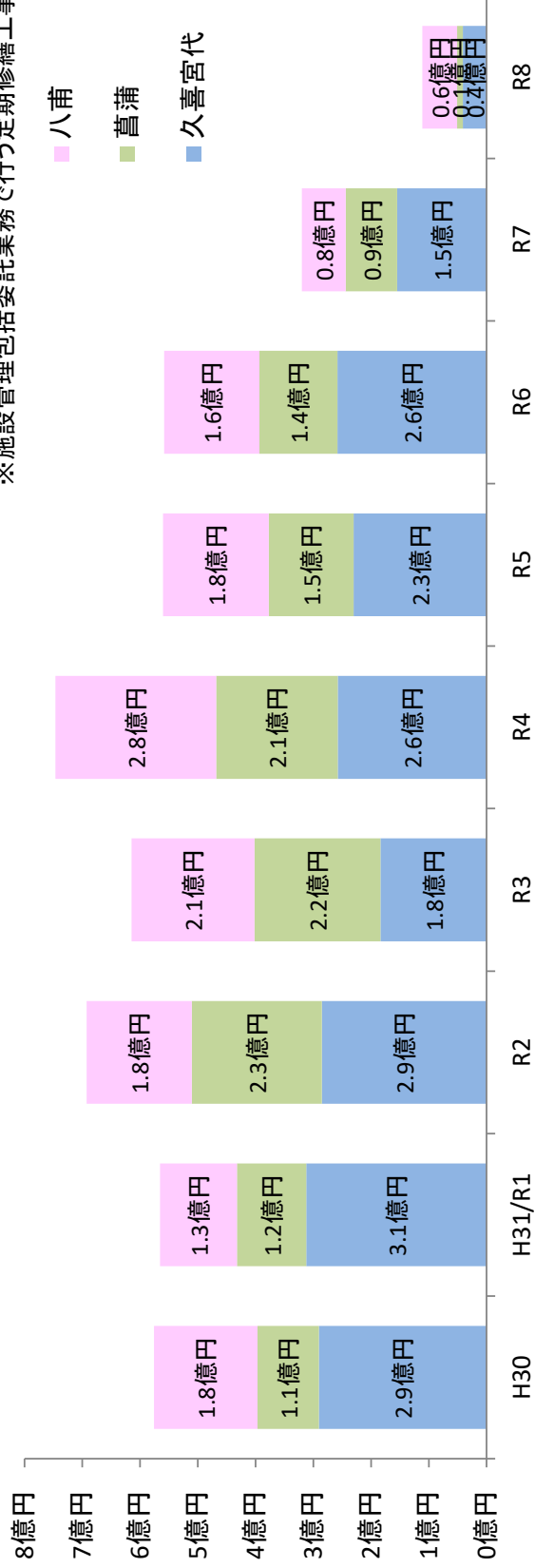
(2) 施設管理

修繕工事業等による減(各センター)

	R8	R7	増減	備考
ごみ(粗大)				
久喜宮代	29.3百万円	29.4百万円	▲ 0.1百万円	需用費減
菫蒲	2.8百万円	2.7百万円	0.1百万円	委託料増
八甫	29.8百万円	31.6百万円	▲ 1.8百万円	委託料減

	R8	R7	増減	備考
ごみ				
久喜宮代	4.6億円	5.9億円	▲ 1.3億円	修繕工事業減
菫蒲	1.2億円	2.0億円	▲ 0.8億円	修繕工事業減
八甫	4.1億円	4.2億円	▲ 0.1億円	修繕工事業減

焼却施設・粗大ごみ 修繕計画(H30-R8)



令和8年度までの修繕計画を策定

八甫  
菫蒲  
久喜宮代

※R8の修繕計画は、令和7年11月時点

(3) 塵芥処分

人件費上昇等により廃棄物再資源化委託料が増加傾向にあるが大きな増減なし

	R8	R7	増減	備考
久喜宮代	2.1億円	2.1億円	0.0億円	
菖蒲	0.6億円	0.5億円	0.1億円	
八甫	1.0億円	0.9億円	0.1億円	

5. 地方債の状況

【単位：千円】

	令和7年度末残高(見込み) a	令和8年度借入れ(予算) b	令和8年度償還元金(予算) c	令和8年度末残高(見込み) a+b-c
久喜宮代清掃センター分 うち宮代町単独分	208,234 28,234	0	208,234 28,234	0 0
菖蒲清掃センター分 うち繰上償還分	155,620 31,560	0	155,620 31,560	0 0
八甫清掃センター分 うち繰上償還分	144,674 4,020	0	144,674 4,020	0 0
合計	508,528	0	508,528	0

久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の  
一部を改正する規則

久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年久喜宮代衛生組合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の210」を「100分の212.5」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の102.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年久喜宮代衛生組合規則第14号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(勤勉手当の成績率)                      第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。                      (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の212.5</u>                      (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)                      第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。                      (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の210</u>                      (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u></p>

久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則（昭和48年久喜宮代衛生組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

（単位 円）

職員の区分	号給	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	1	200,300
	2	202,000
	3	203,600
	4	205,200
	5	206,700
	6	208,400
	7	210,000
	8	211,600
	9	213,100
	10	214,800
	11	216,500
	12	218,200
	13	219,400
	14	221,000
	15	222,600
	16	224,100

	17	225,600
	18	227,200
	19	228,800
	20	230,400
	21	232,000
	22	233,700
	23	235,000
	24	236,300
	25	237,600
	26	238,700
	27	239,800
	28	240,900
	29	242,000
	30	242,900
	31	243,800
	32	244,800
	33	245,800
	34	247,600
	35	249,500
	36	251,300
	37	253,100
	38	254,300
	39	255,600
	40	256,900
	41	258,100

	42	259,300
	43	260,500
	44	261,700
	45	262,800
	46	263,900
	47	265,000
	48	266,100
	49	267,000
	50	268,000
	51	269,000
	52	270,000
	53	271,000
	54	271,900
	55	272,700
	56	273,600
	57	274,400
	58	275,200
	59	276,000
	60	276,700
	61	277,400
	62	278,200
	63	279,000
	64	279,600
	65	280,300
	66	281,100

	67	281,800
	68	282,500
	69	283,200
	70	287,300
	71	288,800
	72	290,300
	73	291,600
	74	293,500
	75	295,400
	76	297,100
	77	299,100
	78	303,900
	79	304,900
	80	305,900
	81	307,000
	82	308,200
	83	309,300
	84	310,500
	85	311,600
	86	312,900
	87	314,200
	88	315,500
	89	316,700
	90	318,000
	91	319,300

	92	320,600
	93	326,400
	94	328,100
	95	329,800
	96	331,400
	97	333,100
	98	335,100
	99	337,000
	100	343,700
	101	344,900
	102	346,800
	103	348,500
	104	350,100
	105	351,600
	106	352,800
	107	354,100
	108	355,400
	109	356,400
	110	357,400
	111	358,800
	112	360,000
	113	361,700
	114	362,600
	115	363,400
	116	364,200

	117	365,000
	118	365,800
	119	366,600
	120	367,400
	121	368,200
	122	369,000
	123	369,800
	124	370,600
	125	371,400
	126	372,200
	127	373,400
	128	373,900
	129	374,400
	130	374,900
	131	375,400
	132	375,900
	133	376,400
	134	376,900
	135	377,400
	136	377,900
	137	378,400
	138	378,900
	139	379,400
	140	380,000
	141	380,500

	142	381,000
	143	381,200
	144	381,800
	145	382,400
	146	383,000
	147	383,600
	148	384,100
	149	384,600
	150	385,100
	151	385,900
	152	386,800
	153	387,700
	154	388,600
	155	389,600
	156	390,600
	157	391,500
	158	391,600
	159	391,800
	160	392,000
	161	392,200
	162	392,700
	163	393,100
	164	393,600
	165	393,900
	166	394,700

	167	395,500
	168	396,200
	169	397,000
	170	397,400
	171	397,800
	172	398,100
	173	398,300
	174	398,700
	175	399,000
	176	399,400
	177	399,500
	178	399,600
	179	399,800
	180	400,000
	181	400,000
	182	400,000
	183	400,000
	184	400,000
	185	400,000
定年前再任用短時間		基礎給料月額
勤務職員		270,100

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規

則」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。